

議案第68号

南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年12月12日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第49条による電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）の一部改正に伴い、個人番号カードを所有する者について移動端末設備を利用し、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付を受けることを可能とする必要があるため提案する。

南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和50年南風原村条例第23号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第2号中「南風原町住民基本台帳カード利用条例施行規則」の次に「（平成19年南風原町規則第1号）」を加え、同条第7項中「の利用により」を「（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項の個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備であって同法第35条の2第1項の移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を使用して、」に、「から」を「に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。